

公益財団法人 ソニー教育財団

乳幼児のための”科学する心”ネットワーク 「科学する心を育てる」サークル 規約

(名称)

第1条 乳幼児のための”科学する心”ネットワーク 「科学する心を育てる」サークル
(以下、「本サークル」という)とする

(目的)

第2条 乳幼児のための”科学する心”ネットワーク会員(以下、「ネットワーク会員」)が
自主的に”科学する心”の育みに関連するテーマを決め、テーマごとにサークル
(以下、各サークルという)を設け、仲間と共に学び合う活動を通じて、“科学す
る心”の保育の質の向上と、保育の楽しさを深めていくことを目的とする

(事務局)

第3条 本サークルは、次の住所に事務局を置く。
〒140-0001 東京都品川区北品川4丁目2番地1号 ソニー教育財団内

(活動)

第4条 各サークルは、2条の目的を達成するために、次の活動を行う

- (1) 活動内容の申請(新規設立および継続時)
- (2) 年間を通じた、目的に沿った学び合い
- (3) 「リーダー連絡会」出席(年3回程度)
- (4) 文化祭「“科学する心”フェス」への参加と活動報告
- (5) 乳幼児のための”科学する心”ネットワークへの活動協力

(役員会)

第5条 各サークルには、意思決定役として、役員会を置く。役員会の役員はネットワー
クの正会員でなければならない

役員会

- | | |
|---------------|----|
| (1) リーダー | 1名 |
| (2) サブリーダー・会計 | 1名 |

(役員による管理運営)

第6条 役員は各サークルの企画・運営、メンバー募集、収支管理、個人情報管理、事務
局との窓口業務等を行う

(リーダー連絡会)

第7条 役員は「リーダー連絡会」に出席し、活動の進捗報告や、本サークル全体の企
画・運営にも携わるものとする

(メンバー)

第8条 各サークルの入会資格は、原則、本サークルの規約に同意したネットワーク会員および入会を予定している者で、各サークルを運営する役員が参加を認めた者とする。ただし、同一法人、同一園のみでの構成は対象外とし、主催できるサークルは1つに限る

(サークルの新設)

第9条 新たにサークルを発足する場合は、リーダーとなる者が乳幼児のための”科学する心”ネットワークによる応募期間内に申請し、審査を受けなければならない

(サークルの数)

第10条 公認サークルの数はソニー教育財団にて決定する

(審査)

第11条 各サークル新設時、および継続時には、主に次の基準で審査を行う。審査後においても、不適当とみなされた活動については、活動奨励金の助成対象外とし、公認サークルとして認めない

類似テーマで申請されたサークルについては、合同での活動を推奨する

- (1) 「科学する心を育てる」学び合いにふさわしいテーマで、何らかの成果が期待できるか
- (2) 他に似たテーマのサークルは存在していないか
- (3) 同一法人から複数の申請が出ていないか
- (4) 組織が基準に満たしているか
- (5) 計画（活動内容・予算）が現実的か
- (6) ネットワークの活動として、メールマガジンや Facebook なども利用し、広く会員への普及や働きかけができそうか
- (7) 倫理的に問題が無いか
- (8) ソニー教育財団から活動支援金が重複して支払われていないか

(活動期間)

第12条 各サークルの活動期間は財団が設けた期間（1年以内）とする。継続して活動したい場合は、継続申請を行う必要がある

(活動奨励金)

第13条 役員が事前に予算計画を事務局に提出し、事務局が承認した場合にのみ、サークルごと年間上限5万円までの活動奨励金を支給する

ただし、活動の実績が認められない、申請とは異なる活動が行われている、活動の成果を報告しない等の場合には、奨励金の助成を行わないか、もしくは支払った奨励金の返金を求めることがある

活動奨励金として認められない費用の例：

役員・メンバーの交通費、接待費、飲食費、他組織の研究会参加費、同サークルメンバーを講師とした場合の講師料、電話代などの通信費、日常使う文房具 等

(ネットワークの媒体利用)

第 14 条 各サークルは、乳幼児のための”科学する心”ネットワークのメールマガジン、Facebook、研修会などを通じてメンバーを募集することができる。また、サークルの活動内容をネットワーク会員に広く紹介するなどし、ネットワーク全体の“科学する心”の学びを深める活動に協力する

(活動の対外発表)

第 15 条 乳幼児のための”科学する心”ネットワーク以外の団体や機関に対し、各サークルとして、その研究内容を発表・紹介する場合は、予め事務局の承認を得なければならない

(文化祭・活動報告)

第 16 条 各サークルは、文化祭「“科学する心”フェス」に参加し、活動について広く紹介しなければならない

(申請内容の変更)

第 17 条 役員交代、活動内容の変更、予算計画の変更等があった場合は、速やかに事務局に報告しなければならない

(解散)

第 18 条 役員により解散を事務局に申し出ることによって任意に解散することができる

(除名)

第 19 条 次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断によって除名とし、サークルを解散することができる

- (1) 本サークルの目的に反する行為があったとき
- (2) サークル設立後にメンバー構成条件に満たさなくなった場合や、活動の実績が無いとき、もしくは活動を行っていてもネットワーク内での普及活動が一切行われていないとき
- (2) 本サークルの名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があったとき
- (3) 法令に違反する行為があったとき
- (4) 品位を損なうと認められる非行があったとき
- (5) 申請書の虚偽が判明したとき
- (6) 営業活動、営利を目的とした利用またはその準備行為があったとき
- (7) 本サークル以外の団体への勧誘行為があったとき
- (8) その他除名・解散すべき正当な事由があるとき

(免責)

第 20 条 公益財団法人 ソニー教育財団および事務局は、本サークルの活動に関連して直接および間接的に生じたいかなる問題、トラブル、損害や損失等について、一切の責任を負わない。また、本サークルの活動に関連して役員およびメンバー間に発生した紛争等はメンバー同士が解決し、事務局は一切関与しないこととする

(権限)

第 21 条 公益財団法人 ソニー教育財団および事務局は、次の事項について決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) サークル数の決定
- (3) サークルの解散
- (4) その他サークルの運営・管理に必要な事項
- (5) 本事業の終了

附則

令和 5 年 9 月 1 日改定

令和 4 年 6 月 1 日から施行